

公的研究費等の不正防止に関する基本方針

制定日:2025年11月1日

最終改定日:2025年11月1日

DoerResearch株式会社

最高管理責任者:代表取締役 菊地亮太

1. 目的

DoerResearch株式会社(以下「当社」という。)は、公的研究費、競争的研究費、補助金、助成金、委託費その他公的資金を原資とする研究費等(以下「公的研究費等」という。)について、法令、ガイドライン、配分機関又は委託元の定め、研究計画及び社内ルールに従い、適正に運営・管理する。

本方針は、公的研究費等の不正使用を防止し、透明性及び説明責任を確保するための基本的事項を定めるものである。

2. 責任体制の明確化

当社は、公的研究費等の適正な運営・管理を行うため、「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「コンプライアンス推進責任者」及び「研究倫理教育責任者」を置く。各責任者の担当は、別に定める「公的研究費等の運営・管理責任体制」による。最高管理責任者は、当社全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う。

3. ルールの明確化・統一化

当社は、公的研究費等の使用及び事務手続に関するルールを明確にし、公的研究費等に関与する役員、従業員、研究開発担当者、事務担当者その他関係者に対し、必要な範囲で周知する。

公的研究費等は、交付条件、契約条件、研究計画、予算計画及び社内ルールに従って使用し、架空発注、預け金、品名替え、目的外使用、二重請求、実態のない旅費又は人件費の請求その他不適正な処理を禁止する。

4. 職務権限の明確化

当社は、公的研究費等の執行にあたり、申請、発注、検収、支払、確認及び承認について、支出の性質、金額及びリスクに応じて必要な確認を行う。

自己承認又は自己検収のみで処理が完結しない運用を基本とし、当社の組織規模に応じて可能な範囲で複数者による確認を行う。

5. 関係者の意識向上

当社は、公的研究費等に関与する者に対し、公的研究費等の使用ルール、不正使用の禁止、相談・通報窓口等について、必要な範囲でコンプライアンス教育又はルール説明を行う。

教育又はルール説明は、採択時、契約時、新規参加時、重要なルール変更時その他必要がある場合に実施する。

6. 告発等に関する手続の明確化

当社は、公的研究費等の使用方法、不正使用の疑い、研究活動における不正行為その他公的研究費等に関する相談又は通報を受け付ける窓口を設置する。

相談又は通報を行った者に対し、相談又は通報を理由とする不利益な取扱いを行わない。

7. 不正防止計画の策定及び実施

当社は、公的研究費等の不正使用を未然に防止するため、不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定する。

不正防止計画は、当社の組織規模、公的研究費等の執行状況、支出内容及びリスクを踏まえ、必要に応じて見直す。

8. 研究費の適正な運営及び管理活動

当社は、公的研究費等の適正な運営及び管理のため、発注、検収、支払、旅費、人件費、業務委託費、証憑保存等について、支出の性質、金額及びリスクに応じて必要な確認を行う。

公的研究費等に関する記録及び証憑は、後日確認できる状態で保存する。

9. 情報発信及び共有化の推進

当社は、公的研究費等の不正防止に関する方針、責任体制、相談・通報窓口その他必要な情報について、社内外に対して必要な範囲で情報発信及び共有を行う。

10. モニタリング及び監査の在り方

当社は、公的研究費等の適正な運営・管理を確認するため、当社の組織規模、公的研究費等の金額、支出件数、支出内容及びリスクを踏まえ、必要な範囲でモニタリング及び内部監査又は内部監査相当の確認を行う。

モニタリングは、月次又は四半期ごとの実施を必須とするものではなく、採択時又は契約時、重要な支出の発生時、年度末又は事業期間末の前、不適切な処理の疑いがある場合その他必要がある場合に実施する。

内部監査又は内部監査相当の確認は、全件確認を原則とせず、支出の性質、金額及びリスクに応じて、抽出又は重点確認により実施する。

11. 不正使用等への対応

公的研究費等の不正使用又はその疑いが確認された場合、当社は、必要に応じて事実確認、調査、配分機関又は委託元への報告、是正措置及び再発防止策を講じる。

12. 改定

本方針は、法令、ガイドライン、配分機関又は委託元の定め、社内体制、公的研究費等の執行状況、モニタリング又は内部監査の結果等を踏まえ、必要に応じて見直す。